

は　し　が　き

我が国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えた。犯罪防止に向けた取組が官民一体となって進められ、刑法犯の認知件数も、その後平成15年からは毎年減少するなど、犯罪情勢には改善の兆しが見られるようになったが、平成19年版犯罪白書で指摘したように、再犯者によって多くの犯罪が行われている実情から、再犯防止対策が重要な課題となった。

以後、認知行動療法に基づいた専門的処遇プログラムや、関係機関等との連携による社会復帰支援施策が導入され、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議で策定された「再犯防止に向けた総合対策」においては、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年までに20パーセント以上減少させる」という数値目標が設定された。

平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、今後は、国及び地方公共団体が、同法で明らかにされた責務に基づき、連携して再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが求められている。

また、2020年に京都で開催される国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンгресス）は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進を全体テーマとしており、再犯防止対策はその重要な論点の一つになっている。今や再犯防止対策は、国際社会全体の課題でもある。

本報告は、こうした背景事情を踏まえつつ、再犯に関する受刑者の意識、各国における再犯率の状況、米国及びニュージーランドにおける再犯防止の取組に関する調査を行い、その結果に基づき再犯防止対策の実効性を高める要因について考察を行ったものである。

本報告書が、国内における再犯防止対策の充実・強化のみならず、今後の国際連携の推進の一助となることを期待する。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた矯正、更生保護等関係諸機関、米国の連邦司法省研究所、ワシントン州公共政策研究所及びニュージーランド矯正庁の各位に、心より謝意を表する次第である。

平成31年3月

法務総合研究所長 大 塙 亮 太 郎

要 旨 紹 介

本報告は、我が国における再犯防止対策の充実・強化に向けて、再犯に関する受刑者の意識、各国における再犯率の状況、米国及びニュージーランドにおける再犯防止の取組について調査を行い、その結果に基づき再犯防止対策の実効性を高める要因について考察を行ったものである。

(第2章) 再犯に関する受刑者の意識調査

本調査は、受刑者男女896人を対象として、自記式質問紙により、犯罪からの離脱やその要因に関する受刑者自身の受け止め方などについて、初入者と再入者の別、あるいは再入者の中でも犯罪と関わりなく生活できた期間の長短といった観点から分析を行った。結果、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は様々であるが、特に再入者については、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する前向きな意欲や自信、肯定的な自己イメージ、周囲の支え等が得られにくい状況にあることが示唆された。

(第3章) 再犯率に関する国際的な動向

各国の再犯率の状況を調査したところ、デンマーク、英国、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、カナダ、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等で、再犯率を公表していることが確認された。他方で、再犯率とは、刑事司法上の何らかの処分（有罪判決等）を受けたことのある者が、所定の期間内に別の犯罪行動を引き起こした割合であるが、統計における再犯の定義や再犯の追跡期間が各国によって異なることが確認された。なお、本章では、このうち、英国、米国、韓国、ニュージーランドの再犯率の状況について紹介する。

(第4章) 米国における再犯防止の取組

米国は、2008年に成立したセカンドチャンス法（Second Chance Act）以降、コミュニティ

の強化を重視した取組を本格的に加速した。本章では、米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー」という考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制等を紹介した上で、連邦司法省研究所等の協力を得て、再犯防止の取組の評価・分析事例等を調査し、日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

(第5章) ニュージーランドにおける再犯防止の取組

ニュージーランド矯正庁は、政府が掲げた再犯率低減に係る数値目標の達成に向けて、エビデンスに基づく実践を組織一丸となって実施している。その取組の中で、同庁が再犯防止に最も顕著な効果を上げたと評価した「治療共同体」の実状について調査を行い、第4章と同様、日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

(第6章) 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察

第2章から第5章までの各種調査・分析結果等を踏まえ、今後の再犯防止対策の実効性を高める要因について、①立ち直り支援の実効性の向上、②地域社会の理解の増進という2つの観点から考察等を行った。

研究部長 中 村 芳 生

再犯防止対策等に関する研究

総括研究官 横地 環
研究官 池田 怜司
研究官 小林 美智子
研究官 竹下 賀子
研究官補 佐藤 正喜
研究官補 林 光一
(前研究官) 河原田 徹
(前研究官) 高橋 哲

目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
1 「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」の構想	1
2 研究成果にかかる発表形態と時期の変更	2
3 「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立と研究成果の活用	2
4 再犯防止にかかる調査研究を一層推進するために	3
第2章 再犯に関する受刑者の意識調査	4
第1節 調査の目的	4
第2節 調査の概要	4
1 調査対象	4
2 調査方法	4
3 調査内容	5
第3節 調査の結果	6
1 調査対象者の特徴	6
2 初入者・再入者別の特徴	9
3 犯罪に関する認識	12
4 犯罪からの離脱	20
第4節 考察	31
1 調査結果から見た再入者	31
2 初入者・再入者の意識から見える指導上の留意点	31
3 再犯防止に向けた適切な指導・支援のために	35
第3章 再犯率に関する国際的な動向	36
第1節 各国の統計上における再犯の定義	36
1 各国の統計上における再犯の定義	36
2 各国の再犯率を読み解く上での留意点	37
第2節 諸外国における再犯率の状況	38
1 英国	38
2 米国	39

3 韓国	40
4 ニュージーランド	42
参考文献	43
第4章 米国における再犯防止の取組	44
第1節 リエントリー（Re-entry）の意義と連邦政府の推進体制	44
1 意義・目的	44
2 リエントリー施策の推進体制	48
第2節 地域社会におけるリエントリープログラムの実際	50
1 取組の概要	50
2 開始後に直面した課題と対応	52
3 取組の成果	53
第3節 米国全体で進みつつあるリエントリーへの理解	56
第4節 考察	57
1 リエントリーに対する理解が進みつつある要因	57
2 日本の再犯防止対策への示唆	58
参考文献	61
第5章 ニュージーランドにおける再犯防止の取組	62
第1節 矯正庁の再犯防止の取組の概要	63
第2節 STU の概要	65
第3節 テ・ワレ・マナキタンガ STU の例	66
1 概要	66
2 STU 入居までのプロセス	66
3 実施体制	67
4 入居者の生活	68
第4節 ケースマネジメント	71
第5節 考察	72
1 STU が再犯減少に寄与した要因	72
2 日本の再犯防止対策への示唆	72
参考文献	75
第6章 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察	77

1 立ち直り支援の実効性を高める要因	77
2 地域社会の理解を増進する要因	79
3 終わりに～再犯防止に関する国際連携の一層の推進～	83
参考文献	84